

福島県最低賃金

特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

自動車小売業最低賃金

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉

令和4年12月18日発効 **922円** 28円UP

輸送用機械器具製造業最低賃金

令和4年12月24日発効 **916円** 26円UP

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

〈医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。〉

令和4年12月30日発効 **880円** 24円UP

非鉄金属製造業最低賃金

令和5年1月1日発効 **912円** 26円UP

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金

令和4年1月13日発効 **889円** 据置

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(858円)が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ①～③のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあっては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

858円

時間額 令和4年10月6日発効
※パートやアルバイトにも適用されます。



中小企業事業者の皆さんへ
業務改善助成金

業務改善助成金

検索



厚生労働省

福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室 ☎ 024-536-4604
又は最寄りの労働基準監督署へ